第五条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものの提供を要求するものではない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

3　2の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

第六条　租税

1　次の規定は、租税に係る課税措置に関連を有する。

(a)　第十四条の規定。さらに、他の規定であって、同条の規定を千九百九十四年のガット第三条の規定と同じ程度に実施するために必要なもの

(b)　第六章の規定

(c)　第九章の規定（第百条に規定するものに限る。）

(d)　第十一章の規定

(e)　第十二章の規定

2　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する協定に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。ただし、第六章、第九章及び第十一章の規定の適用を妨げない。この協定と二重課税の回避に関する協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該二重課税の回避に関する協定が優先する。

3　一方の締約国が、他方の締約国によって適用される租税に係る課税措置が1に規定する規定以外の規定の実施に悪影響を及ぼすと認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、第十四章に規定する紛争解決手続を利用することなく相互に満足すべき解決を得るために協議する。

第七条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第八条　特恵的な協定

1　この協定は、この協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、関税同盟、自由貿易地域及び国境貿易のための取決めその他の特恵的な協定の維持又は設定を妨げるものではない。

2　一方の締約国は、第三国との間で関税同盟を設定する場合には、その旨を他方の締約国に通報する。両締約国は、当該他方の締約国の要請に基づき、当該関税同盟がこの協定の実施に対して及ぼすおそれのある影響について検討するために協議する。

第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進

1　両締約国は、環境保護及び開発に関する目標（例えば、衛生の改善、汚染の防止、再生可能なエネルギーの持続的な促進及び気候変動に関連する目標）の達成に寄与する技術及び製品の取得を容易にするため、環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する。

2　両締約国は、1に規定する目的を追求するに当たり達成された進展についての見直しを、定期的に合同委員会において行う。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第二章　物品の貿易

第十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「輸出関税」とは、産品の輸出に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるものを含まない。

(c)　「輸入関税」とは、産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の関税地域の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるもの

(d)　「物品の課税価額」とは、従価による輸入関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(e)　「国内産業」とは、締約国の関税地域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の当該関税地域内の総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(f)　「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(g)　「原産品」とは、附属書二の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(h)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十二条　適用範囲

この章の規定は、統一システムのいずれかの類の物品であって、両締約国の関税地域間で取引されるものについて、この章に規定するところにより、適用する。

第十三条　物品の分類

両締約国の関税地域間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十四条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととする。

第十五条　輸入関税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。